

目次

○ 本年の源泉徴収等に関する改正点	3
-------------------	---

■ 令和6年分の年末調整等のための給与と所得控除後の給与等の金額の表	12
■ 令和6年分の所得税額の速算表	21
■ 令和6年分の年末調整のための所得税額の速算表	22
■ 令和6年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表	25
■ 年齢早見表(令和6年用)	26
〈参考〉	
・ 給与の税額計算で月額表等を使用する場合の「扶養親族等の数」の求め方の例示	27
・ (令和6年分) 給与と所得の源泉徴収税額表・月額表	28
・ (令和6年分) 給与と所得の源泉徴収税額表・日額表	36
・ (令和6年分) 給与に対する源泉徴収税額の算出率の表	44
・ (令和6年分) 源泉徴収のための退職所得控除額の表	46
・ (令和6年分) 退職所得の源泉徴収税額の速算表	47
・ (令和6年分) 退職所得に係る住民税の特別徴収税額	48

● 〈令和6年分〉年末調整作業手順・チェックポイント	
● 早見表による控除額の求め方の例示	
● 令和6年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	
● 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表	

第1部 年末調整の仕方

■ 第1 年末調整に当たっての心得	49
1 年末調整を行う理由	49
2 年末調整の実施時期	52
3 年末調整の対象となる人とならない人	53
4 年末調整に必要な税額表、用紙類の準備	58
5 年末調整手続の電子化	60
6 年末調整の事務手順	61
■ 第2 年税額の計算のための準備	62
1 所得金額調整控除額の計算	62
2 諸控除額の確認	63
(1) 生命保険料控除額の確認	64
(2) 地震保険料控除額の確認	77
(3) 社会保険料控除額の集計と確認	84
(4) 小規模企業共済等掛金控除額の集計と確認	89
(5) 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の確認	92
(6) 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの確認	100
(7) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の確認	120
(8) 定額減税額の確認	150
3 本年分の給与の金額と徴収税額の集計	155
■ 第3 年税額の計算方法	162
■ 第4 過不足額の精算	164
1 過納額の精算方法	165
2 不足額の精算方法	170
3 年末調整をやり直す場合の税額の精算方法	172
■ 第5 年末調整の計算例	178
1 源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族が2人いる人の場合	179
2 独身者の場合	181
3 申告による社会保険料(国民年金保険料)がある人の場合	183

改正点... 3

給与と所得金額の算出表... 12

諸控除額の確認... 63

精算... 164

計算例... 178

機 械
計 算... 219

法 定
調 書... 247

実 務
問 答... 288

4	扶養親族の中に同居特別障害者がいる人の場合	185
5	給与の金額が比較的高額で老人扶養親族がいる人の場合	187
6	配偶者に内職収入がある人の場合	189
7	寡婦に該当する人の場合	191
8	「ひとり親」に該当する人の場合	193
9	賞与で年末調整を行い、後で支払う給与の支払額が見積額と異なった人の場合	195
10	年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける人の場合	197
11	中途就職者（前職の給与あり）の場合	199
12	給与の総額が2,000万円を超える人の場合	201
13	年末調整後に障害者控除の適用を受ける場合	203
14	年末調整後に給与の追加払を受けた人（同居老親等のいる人）の場合	205
15	年末調整後に給与の追加払を受けた人（独身者）の場合	207
16	年の途中で退職した人（パート）の場合	209
17	年の途中で死亡した人の場合	211
18	年の途中で出国して非居住者となった人の場合	213
19	年の途中で帰国して居住者となった人の場合	215
20	不足額について徴収繰延べを受ける人の場合	217
第6 機械計算による年末調整のための		
	年税額の計算方法	219
1	機械計算による年末調整の概要	219
2	給与の総額の整理（年調給与額の求め方）	220
3	給与所得控除後の給与等の金額の計算	221
4	所得控除額の計算	223
5	課税給与所得金額の計算	226
6	年調年税額の計算	227
7	機械計算による年末調整の計算例	228
	◎（令和6年分）電子計算機等を使用して 源泉徴収税額を計算する方法の特例	230
第7 年末調整終了後の事務		
1	不足額の納付	237
2	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成及び提出	238
第2部 1月の源泉徴収事務		
第1 扶養控除等申告書の取りまとめ		
第2 源泉徴収簿の作成		
第3 法定調書の作成及び提出		
1	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書（個人別明細書））	247
2	退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）	264
3	公的年金等の源泉徴収票	268
4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	271
5	不動産の使用料等の支払調書	276
6	法定調書合計表及び給与支払報告書（総括表）	279
7	光ディスク等による支払調書等の提出	286
8	源泉徴収票等の電子交付	287
1	はじめての人にもよくわかる年末調整実務問答	288
2	給与の支払を受ける人の確定申告	328
3	賞与に対する源泉徴収税額の計算方法	336
4	住民税の特別徴収	342

（注）本書は、令和6年9月1日現在の法令によっています。

■ 本年の源泉徴収等に関する改正点

令和6年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）は、令和6年3月28日に可決・成立し、3月30日に公布されました。

この改正のうち源泉所得税関係については、次のような改正が行われています。

なお、本改正点の末尾に令和5年度以前の税制改正により令和6年以後適用される主なものを掲げましたので、参考にしてください。

1 定額減税の実施

令和6年分の所得税について、次のとおり定額減税（特別税額控除制度）を実施することとされました。

(1) 定額減税の対象となる方

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が原則として2,000万円以下である方）です。

(2) 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）
1人につき30,000円

(3) 定額減税の実施方法

特別控除は、所得の種類によって、次の方法により実施されます。

① 給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。）につき源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の

額が異動する場合は、年末調整により調整することになります。

② 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）により調整することになります。

③ 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者又は扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。

（参考）住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税については、次により特別控除が適用されます。

① 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除します。ただし、その方の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りま。

② 特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその方の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします。

ア 本人 1万円

イ 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円

（注）控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除します。

③ 給与所得に係る特別徴収の場合の特別控除は、次により実施されます。

特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収します。

2 ストックオプション税制の見直し

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、次の措置を講ずることとされました。

この改正は、令和6年分以後の所得税について適用されます。

（1）新株予約権に係る契約要件

「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定要件

を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限ります。）の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を満たすことが不要とされました。

(2) 権利行使価額の限度額

- ① 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が2,400万円（改正前：1,200万円）に引き上げられました。
- ② 一定の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が3,600万円（改正前：1,200万円）に引き上げられました。

（注）上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものをいいます。

3 NISA制度の見直し

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）等について、次の措置を講ずることとされました。

(1)の改正は、令和6年4月1日以後に提出する非課税口座開設届出書、(2)の改正は、同日以後に取得する上場株式等について適用されます。

(1) 廃止通知書について、次の措置が講じられました。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の長は、廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法により当該廃止通知書に記載すべき事項を提供できることとする。
- ② 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、廃止通知書の提出又は非課税口座開設届出書への添付に代えて、電磁的方法による当該廃止通知書に記載すべき事項の提供及び当該事項を記載した非課税口座開設届出書の提出等ができることとする。

(2) 非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権で一定のものの行使等に際して金銭の払込みをして取得した上場株式等について、次の措置が講じられました。

- ① 上場株式等は、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を經由して払込みをすること並びに金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合と同様の受入期間及び取得対価の額の合計額に係る要件その他の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定に受け入れることができることとする。
- ② 上場株式等を、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から除外する。
- ③ 上場株式等を、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に加える。

(3) 非課税口座内上場株式等の配当等に係る金融商品取引業者等の要件について、国外において発行された株式の配当等に係る支払の取扱者でその者に開設されている非課税口座において株式のみを管理していることその他の要件を満たす場合には、口座管理機関に該当することとの要件が不要とされました。

(4) 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益者に対する信託報酬等の金額の通知に

係る要件について廃止するとともに、特定非課税管理勘定で管理する公募株式投資信託については、特定非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等は、その受益者に対して、公募株式投資信託に係る信託報酬等の金額を通知することとされました。

4 住宅ローン控除の見直し

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとされました。

- (1) 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」といいます。）が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」といいます。）をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が次のとおりとされ、本特例の適用ができることとされました。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	4,500万円
エネルギー消費性能向上住宅	4,000万円

- (2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置（合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和）について、令和6年12月31日以前（改正前：令和5年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋についても適用できることとされました。

（注） 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても、子育て特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が次のとおりとされ、本特例の適用ができることとされました。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	
エネルギー消費性能向上住宅	

5 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用の拡大

金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、一定の社債であって、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関にその社債の譲渡についての制限を付することその他の一定の要件を満たす方法により保管の委託がされた社債の利子等が加えられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子について適用されます。

税額表等目次

・ 令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の 給与等の金額の表	12
・ 令和6年分の所得税額の速算表	21
・ 令和6年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の 合計額の早見表	折込表2
・ 令和6年分の年末調整のための所得税額の速算表	22
・ 控除額一覧	24
・ 令和6年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表	25
・ 令和6年分の公的年金等に係る雑所得の計算表	25
・ 年齢早見表（令和6年用）	26
・ （参考）給与の税額計算で月額表等を使用する場合の 「扶養親族等の数」の求め方の例示	27

・ （令和6年分）給与所得の源泉徴収税額表・月額表	28
・ （令和6年分）給与所得の源泉徴収税額表・日額表	36
・ （令和6年分）賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	44
・ （令和6年分）源泉徴収のための退職所得控除額の表	46
・ （令和6年分）退職所得の源泉徴収税額の速算表	47
・ （令和6年分）退職所得に係る住民税の特別徴収税額	48
・ （令和6年分）電子計算機等を使用して源泉徴収税額を 計算する方法の特例	230

・ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の料額（率）表	折込表3～7
・ 厚生年金保険標準報酬月額保険料額表	
・ 健康保険料率早見表	
・ 雇用保険率（労働保険の一般保険料額表）	
・ 印紙保険料額表（日雇労働者雇用保険料額表）	
・ 健康保険標準報酬月額保険料額表	

令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

～1,771,999円		1,772,000円～1,971,999円		1,972,000円～2,171,999円	
給与等の金額	給与所得 控除後の 給与等の 金額	給与等の金額	給与所得 控除後の 給与等の 金額	給与等の金額	給与所得 控除後の 給与等の 金額
か ら ～ ま で		か ら ～ ま で		か ら ～ ま で	
円 円	円	円 円	円	円 円	円
550,999まで	0	1,772,000～1,775,999	1,163,200	1,972,000～1,975,999	1,300,400
		1,776,000～1,779,999	1,165,600	1,976,000～1,979,999	1,303,200
		1,780,000～1,783,999	1,168,000	1,980,000～1,983,999	1,306,000
		1,784,000～1,787,999	1,170,400	1,984,000～1,987,999	1,308,800
		1,788,000～1,791,999	1,172,800	1,988,000～1,991,999	1,311,600
551,000～1,618,999	給与等の金額 から550,000 円を控除した 金額	1,792,000～1,795,999	1,175,200	1,992,000～1,995,999	1,314,400
		1,796,000～1,799,999	1,177,600	1,996,000～1,999,999	1,317,200
		1,800,000～1,803,999	1,180,000	2,000,000～2,003,999	1,320,000
		1,804,000～1,807,999	1,182,800	2,004,000～2,007,999	1,322,800
		1,808,000～1,811,999	1,185,600	2,008,000～2,011,999	1,325,600
1,619,000～1,619,999	1,069,000	1,812,000～1,815,999	1,188,400	2,012,000～2,015,999	1,328,400
1,620,000～1,621,999	1,070,000	1,816,000～1,819,999	1,191,200	2,016,000～2,019,999	1,331,200
1,622,000～1,623,999	1,072,000	1,820,000～1,823,999	1,194,000	2,020,000～2,023,999	1,334,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000	1,824,000～1,827,999	1,196,800	2,024,000～2,027,999	1,336,800
1,628,000～1,631,999	1,076,800	1,828,000～1,831,999	1,199,600	2,028,000～2,031,999	1,339,600
1,632,000～1,635,999	1,079,200	1,832,000～1,835,999	1,202,400	2,032,000～2,035,999	1,342,400
1,636,000～1,639,999	1,081,600	1,836,000～1,839,999	1,205,200	2,036,000～2,039,999	1,345,200
1,640,000～1,643,999	1,084,000	1,840,000～1,843,999	1,208,000	2,040,000～2,043,999	1,348,000
1,644,000～1,647,999	1,086,400	1,844,000～1,847,999	1,210,800	2,044,000～2,047,999	1,350,800
1,648,000～1,651,999	1,088,800	1,848,000～1,851,999	1,213,600	2,048,000～2,051,999	1,353,600
1,652,000～1,655,999	1,091,200	1,852,000～1,855,999	1,216,400	2,052,000～2,055,999	1,356,400
1,656,000～1,659,999	1,093,600	1,856,000～1,859,999	1,219,200	2,056,000～2,059,999	1,359,200
1,660,000～1,663,999	1,096,000	1,860,000～1,863,999	1,222,000	2,060,000～2,063,999	1,362,000
1,664,000～1,667,999	1,098,400	1,864,000～1,867,999	1,224,800	2,064,000～2,067,999	1,364,800
1,668,000～1,671,999	1,100,800	1,868,000～1,871,999	1,227,600	2,068,000～2,071,999	1,367,600
1,672,000～1,675,999	1,103,200	1,872,000～1,875,999	1,230,400	2,072,000～2,075,999	1,370,400
1,676,000～1,679,999	1,105,600	1,876,000～1,879,999	1,233,200	2,076,000～2,079,999	1,373,200
1,680,000～1,683,999	1,108,000	1,880,000～1,883,999	1,236,000	2,080,000～2,083,999	1,376,000
1,684,000～1,687,999	1,110,400	1,884,000～1,887,999	1,238,800	2,084,000～2,087,999	1,378,800
1,688,000～1,691,999	1,112,800	1,888,000～1,891,999	1,241,600	2,088,000～2,091,999	1,381,600
1,692,000～1,695,999	1,115,200	1,892,000～1,895,999	1,244,400	2,092,000～2,095,999	1,384,400
1,696,000～1,699,999	1,117,600	1,896,000～1,899,999	1,247,200	2,096,000～2,099,999	1,387,200
1,700,000～1,703,999	1,120,000	1,900,000～1,903,999	1,250,000	2,100,000～2,103,999	1,390,000
1,704,000～1,707,999	1,122,400	1,904,000～1,907,999	1,252,800	2,104,000～2,107,999	1,392,800
1,708,000～1,711,999	1,124,800	1,908,000～1,911,999	1,255,600	2,108,000～2,111,999	1,395,600
1,712,000～1,715,999	1,127,200	1,912,000～1,915,999	1,258,400	2,112,000～2,115,999	1,398,400
1,716,000～1,719,999	1,129,600	1,916,000～1,919,999	1,261,200	2,116,000～2,119,999	1,401,200
1,720,000～1,723,999	1,132,000	1,920,000～1,923,999	1,264,000	2,120,000～2,123,999	1,404,000
1,724,000～1,727,999	1,134,400	1,924,000～1,927,999	1,266,800	2,124,000～2,127,999	1,406,800
1,728,000～1,731,999	1,136,800	1,928,000～1,931,999	1,269,600	2,128,000～2,131,999	1,409,600
1,732,000～1,735,999	1,139,200	1,932,000～1,935,999	1,272,400	2,132,000～2,135,999	1,412,400
1,736,000～1,739,999	1,141,600	1,936,000～1,939,999	1,275,200	2,136,000～2,139,999	1,415,200
1,740,000～1,743,999	1,144,000	1,940,000～1,943,999	1,278,000	2,140,000～2,143,999	1,418,000
1,744,000～1,747,999	1,146,400	1,944,000～1,947,999	1,280,800	2,144,000～2,147,999	1,420,800
1,748,000～1,751,999	1,148,800	1,948,000～1,951,999	1,283,600	2,148,000～2,151,999	1,423,600
1,752,000～1,755,999	1,151,200	1,952,000～1,955,999	1,286,400	2,152,000～2,155,999	1,426,400
1,756,000～1,759,999	1,153,600	1,956,000～1,959,999	1,289,200	2,156,000～2,159,999	1,429,200
1,760,000～1,763,999	1,156,000	1,960,000～1,963,999	1,292,000	2,160,000～2,163,999	1,432,000
1,764,000～1,767,999	1,158,400	1,964,000～1,967,999	1,294,800	2,164,000～2,167,999	1,434,800
1,768,000～1,771,999	1,160,800	1,968,000～1,971,999	1,297,600	2,168,000～2,171,999	1,437,600

令和6年分の所得税額の速算表

課税給与所得金額(A)		税 率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下		5 %	—	(A) × 5 %
1,950,000円超	3,300,000 〃	10 %	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000 〃	6,950,000 〃	20 %	427,500 〃	(A) × 20% - 427,500 〃
6,950,000 〃	9,000,000 〃	23 %	636,000 〃	(A) × 23% - 636,000 〃
9,000,000 〃	18,000,000 〃	33 %	1,536,000 〃	(A) × 33% - 1,536,000 〃
18,000,000 〃	40,000,000 〃	40 %	2,796,000 〃	(A) × 40% - 2,796,000 〃
40,000,000 〃		45 %	4,796,000 〃	(A) × 45% - 4,796,000 〃

(注1) 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(注2) 平成25年から令和19年までは復興特別所得税額（基準所得税額の2.1%）を所得税額に併せて源泉徴収し、又は申告・納付することになります。

令和6年分の年末調整のための所得税額の速算表

課税給与所得金額(A)			税 率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下			5 %	—	(A)×5 %
1,950,000円超	3,300,000	〃	10%	97,500円	(A)×10% - 97,500円
3,300,000	〃	6,950,000	20%	427,500円	(A)×20% - 427,500円
6,950,000	〃	9,000,000	23%	636,000円	(A)×23% - 636,000円
9,000,000	〃	18,000,000	33%	1,536,000円	(A)×33% - 1,536,000円
18,000,000	〃	18,050,000	40%	2,796,000円	(A)×40% - 2,796,000円

(注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

〈年調年税額の求め方〉

令和6年分の年末調整のための所得税額を算出する場合には、上記の「速算表」を用い、「課税される給与所得金額」(注)を「課税給与所得金額」欄に当てはめ、その該当する行の「税率」を「課税される給与所得金額」に掛けて求めた金額からその行の「控除額」欄の金額を差し引いた算出所得税額を計算し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額がある場合にはその控除額を控除した残額が求める年調所得税額です。

例えば、「課税される給与所得金額」が500万円の場合には、求める税額は、次のようになります。

$$5,000,000 \times 20\% - 427,500 \text{円} = 572,500 \text{円}$$

次に、年調所得税額から年調減税額を控除し、その残額に復興特別所得税額を加算した税額(次の算式により計算した税額)が年調年税額です。

$$(\text{年調所得税額} - \text{年調減税額}) \times 102.1\% = \text{年調年税額 (100円未満切捨て)}$$

(注) 「課税される給与所得金額」とは、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(別表第五)」(以下「給与所得金額の算出表」といいます。))により求めた給与所得控除後の給与等の金額(62ページの所得金額調整控除の適用がある場合には、その金額を控除した後の金額)から社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額、扶養控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額及び基礎控除額の合計額を控除した金額をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

1 まず、「給与所得金額の算出表」によりその年中の給与等の金額に応じて求めた給与所得控除後の給与等の金額(所得金額調整控除後)から、次に掲げる金額を控除した金額を求めます。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) その年中の給与等の金額から控除される小規模企業共済等掛金がある場合には、その金額
- (3) 「給与所得者の保険料控除申告書」により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (4) 「給与所得者の保険料控除申告書」により申告された小規模企業共済等掛金の金額がある場合には、その金額
- (5) 「給与所得者の保険料控除申告書」により申告された生命保険料又は地震保険料の金額がある場合には、次ページの表の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額
- (6) 「給与所得者の配偶者控除等申告書」により

申告された配偶者控除額又は配偶者特別控除額がある場合には、その金額(25ページ参照)

(7) 「給与所得者の基礎控除申告書」により申告された基礎控除の金額(117ページ)

- 2(1) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」にその人が一般の障害者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合には、これらの一に該当するごとに270,000円、その人が特別障害者に該当する旨の記載があるときは400,000円、ひとり親に該当する旨の記載があるときは350,000円を、また、その申告書に、その人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき270,000円、その人が特別障害者に該当する旨の記載があるときは400,000円、同居特別障害者に該当する旨の記載のあるときは750,000円を、1により求めた金額から控除した金額を求めます。

(2) 次に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額			甲								乙
			扶 養 親 族 等 の 数								
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以	上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額の 3.063%に相当 する金額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0		
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0		
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0		
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0		
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0		
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0		
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0		
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0		
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0		
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0		
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0		
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0		
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0		
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0		
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0		
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0		
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0		
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0		
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0		
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0		
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0		
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0		
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0		
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0		
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0		
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0		
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0		
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0		
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0		
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0		
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0		
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0		
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0		
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0		
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0		
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0		
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0		
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0		
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0		
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0		
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0		
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0		
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0		
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0		
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0		

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

以 上	未 満	その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額										税 額	税 額	内																																
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	乙	丙																																			
2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用
日雇労働者について使用

第1部 年末調整の仕方

◆ 第1 年末調整に当たっての心得 ◆

1 年末調整を行う理由

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を正当な年税額に一致させるための手続で、給与の支払者にとっては欠くことのできない重要な事務となっています。

本年も、令和6年分の給与所得についての年末調整を行う時期が目前にせまってきました。

年末調整というのは、ご承知のとおり、会社や商店などの給与の支払者が、給与の支払を受ける人の各人ごとに、この1年間にわたって月々(日々)の給与の支払の際その給与について源泉徴収してきた税額を、正当な年税額に一致させるための年末における税務上の精算手続をいいます。そして、この手続は、給与の支払者にとっては、月々(日々)に支払う給与について行っている平常の源泉徴収手続とともに、欠くことができない重要な事務となっています。

給与の支払者にしてみれば、毎月(日)給与を支払うたびに、かなり面倒な手数をかけて所定の所得税を源泉徴収しているのに、なぜその上に年末調整を行わなければならないのか、という疑問をいだかれると思いますが、それは次のような理由からです。

もともと、所得税は、毎年1月1日から12月31日までの暦年を単位として課税される税金ですから、その年の所得の金額が確定した後に、所得者自身がその年1年間における所得の合計額を基にして税額を計算し、所轄の税務署に申告して納税するのが建前となっています。しかし、そのような建前とは別に、給料や賃金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者が、月々(日々)の給与を支払うたびに所定の源泉徴収税額表によって1年分の所得税額の一部ずつを徴収して納税する仕組みになっています。この月々(日々)源泉徴収してきた税額は月々(日々)の給与について徴収すべき税額として正当なものであるも、1年間の給与の総額について課税される本来の正当な年税額に対しては一種の概算納税額にすぎないものであり、また、月々(日々)の源泉徴収の際には、生命保険料や地震保険料などの控除をしていないこともあつ

て、本年中において月々(日々)源泉徴収してきた税額の合計額と、この1年間の給与総額について課税される本来の正当な年税額とは、次の図表のように一致しないのが普通です。

① 本年1年間の月々(日々)の源泉徴収税額の合計額	② 正当な年税額	差 額 (徴収不足分) (②-①)
① 本年1年間の月々(日々)の源泉徴収税額の合計額	② 正当な年税額	差 額 (徴収超過分) (①-②)

この不一致の原因としては、前述のように毎月の源泉徴収税額が概算納付額であることや各種保険料の控除等があげられますが、その具体的な内容を要因別に整理すると、次表のようになります。

要 因	具 体 的 内 容
社会保険料控除等を正しく行うため	月額表や日額表などの源泉徴収税額表は、税額が求めやすいように給与などから月々差し引かれるところの社会保険料や小規模企業共済等掛金についての控除を給与所得控除を適用する前にしていますが、年末調整では、税法に定められた順序に従って給与所得控除後の給与等の金額から社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除を行うこととしており、このために生ずる過納額を精算することになります。
概算で徴収した賞与の税額を是正するため	賞与などに対する源泉所得税額は、その計算の基礎をその賞与などが支払われる前月中の普通給与の金額にしていますので、たまたま前月の普通給与が少なかった場合に年税額を計算したときには不足額が生じますし、逆の場合には過納額が生じます。また、賞与に対する源泉所得税額は、1年間に普通給与の金額の5か月分に相当する金額の賞与が支給されるものとして計算して求めた割合を乗じて算出された税額ですから、普通給与の金額の5か月分を超える賞与が支給されたような場合には、年税額を計算したときに不足額が生じ、逆に5か月分未満である場合には過納額が生じますから、これらの過不足額を精算することになります。
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を正しく控除するため	源泉徴収税額表は、源泉控除対象配偶者に該当する場合に38万円の配偶者控除又は配偶者特別控除を控除する仕組みとなっていますが、源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者で一定の要件に該当する配偶者については、控除不足となっておりその不足額を精算することになります。
特例による扶養控除額等を正しく控除するため	一般の配偶者控除又は扶養控除に代えて適用される「老人控除対象配偶者」、「特定扶養親族」又は「老人扶養親族(同居の老親等に係る扶養控除の特例が適用される老人扶養親族を含みます。)」については、特例により控除額が割増しされていますが、月々の給与に対する税額の計算の際に使用する月額表は、通常の控除額38万円であるものとして作成されており、このために特例による割増控除額と通常の控除額との差額が一般に控除不足となっています。 年税額の計算に当たっては、これらの控除を正しい特例による控除額によって控除することとし、これによって生ずる過納額や不足額を精算することになります。
障害者等の控除額を正しく控除するため	障害者、同居特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生等の控除額は、一般の扶養控除額とは異なった額になっていますが、月々の給与に対する税額の計算の際には、これらに該当することに扶養親族が1人いるものとして月額表や日額表を適用するため、一般に正規の額に比し過大に控除していることになります。年税額の計算に当たっては、これらの控除を正しい控除額によって控除することとし、これによって生ずる不足額や過納額を精算することになります。

要 因	具 体 的 内 容
扶養親族等の数の異動による調整を行うため	障害者（特別障害者及び同居特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親、勤労学生、源泉控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）、又は控除対象扶養親族（特定扶養親族、同居老親等及び同居老親等以外の老人扶養親族を含みます。）に該当するかどうかは、月々の源泉徴収を行うときには、その給与等を支払う時の現況によって判定して控除していますが、本来、所得税法では、これらはすべてその年の12月31日の現況（死亡した者については、死亡の時の現況）によって判定した上で1年分の控除が認められることとなっていますから、年の中途でこれらに異動があったときには過納額や不足額が生ずることとなり、これらの過不足額を精算することになります。
生命保険料控除等を行うため	社会保険料のうちの国民健康保険の保険料や保険税及び国民年金の保険料や掛金、小規模企業共済等掛金のうち小規模企業共済の共済契約に基づく掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金など、生命保険料及び地震保険料等の控除額並びに給与所得者の住宅借入金等特別控除の年末調整控除額は、月々の給与について源泉徴収するときには控除しないで年末調整によって控除することとなっており、これによって生ずる過納額を精算することになります。

そこで、上記表のような不一致を修正しなければならないこととなりますが、その修正の手段として「年末調整」という手続が必要となるわけです。

この不一致は、給与の支払を受ける人が自分で所轄の税務署に対し所得税の確定申告書を提出して精算すればよいわけですが、全国に何千万人もいる給与の支払を受ける人のすべてが確定申告書を提出することは、給与の支払を受ける人の側にとっても、税務署の側にとっても大変な手数となります。また、給与の支払を受ける人の大部分は、通常、一か所の支払者からの給与のほかには所得がないか、あってもわずかな額の所得しかないのが普通ですから、給与の支払を受ける人がいちいち確定申告書を提出して精算するよりも、月々（日々）の給与について源泉徴収を行っている給与の支払者が、その源泉徴収事務の延長として、年間の給与の総額に対する正当な年税額を計算し、その正当な年税額とその年中において月々（日々）源泉徴収してきた税額の合計額との差額を還付したり徴収したりして精算した方が、より正確な納税を期待できるともいえます。このような見地から、給与の支払者は、その年最後の給与の支払をする際に、年末調整によってその差額の精算を行わなければならないとされているのです（法190）。

給与と同じように支払の際に所得税を源泉徴収することになっている配当や特定の報酬、料金などについては年末調整という手続がなく、給与だけにあるというのも、以上のような理由があるからです。

給与のほかにも所得がある人や給与の総額が高額である人などで、税務署に対し所得税の確定申告書を提出しなければならないとされている一部の特定の人を除いて、給与の支払を受ける人のほとんどは、給与の支払者が年末調整を行うことによってその年分の所得税の納税が完了することになるわけですから、あらためて税務署に対し確定申告書を提出する必要があることにはなりません。また、給与の支払者は、年末調整を終えることによってその年分の源泉徴収事務のしめくくりをつけることとなります。

2 年末調整の実施時期

年末調整は、通常12月中に行います。

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時に行います。

したがって、年末調整は、一般的に言えば12月中に行うことになります。12月中に普通の給与と給与とをそれぞれ別の日に支払う場合のように、12月中に2回以上にわたって給与の支払をする場合には、そのうちの最後の給与の支払をする時に行うことになります。

ただし、12月中の給与の支払が、まず給与を支払い、その後、別の日に普通の給与を支払うという順序で行われる場合には、その給与を本年最後の給与とみて、その給与を支払う時に年末調整を行ってもよいという実務上の取扱いが認められています（基通190-6）。

税法上でも、このように普通の給与よりも先に給与を支払う場合に、給与から通常の計算方法によって計算されるその給与に対する税額だけを徴収したのでは、その後普通の給与を支払う時に於いて行う年末調整で不足額が生ずると見込まれるときは、その給与から通常の計算方法によって計算されるその給与に対する税額のほかに、その給与を支払う時に於いて年末調整を行ったとした場合に生ずると見込まれる不足額をも、その給与に対する税額としてあらかじめ徴収することができる旨の規定が設けられています（法186③）。

（注） 上記の税法の規定（法186③）は、給与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行う場合には、場合によっては12月分の普通の給与の手取額が、他の月の普通の給与の手取額よりも著しく減少するような事態が生ずることもあるので、このような事態が生じないようにするためにとられている措置です。したがって、その内容も年末調整による不足額と見込まれる税額とその給与についての本来の税額との合計額を給与の税額として徴収することができることにしているにすぎません。

これに対し、上記の取扱い（基通190-6）では、給与を本年最後の給与とみて年末調整を行うことを認めていますので、それによって年末調整による不足額の徴収を行うことはもちろん、過納額の還付も行うことができることになります。

ところで、給与を本年最後の給与とみて年末調整を行う上記の取扱い（基通190-6）は、もともと、給与から徴収する税額が、一般的にいう普通の給与に対する税額よりも高額になるため、給与を支払ったのち普通の給与を支払う時に年末調整を行うことにしますと、年末調整による過納額が多額となって、年内に還付することができないような事態が生じるので、そのようなことにならないようにするためにとられている措置ですが、12月中に徴収した税額を翌年1月10日の納期限まで預かっている一般の会社などでは、年末調整による過納額を年内に還付することができないというようなことはまず起こりませんから、必ずしも先に支払う給与で年末調整を行う必要はないものと思われます。このような措置を必要とするのは、給与の支払と同時に源泉徴収した税額を納めることとなっている官公庁などに限られるものと思われます。

ただ、一般の会社などであっても、普通の給与に比し著しく多額の給与を支払うところでは、「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」は、給与が普通の給与の5か月分支払われるものとして作られており、しかも、給与に対する税額は、前月の普通の給与をベースにして求めた算出率によって計算することとなっているため、給与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行うことにしますと、給与に対する税額の不足額が年末調整による不足額として普通の給与にくいこ

み、それだけ普通の給与の手取額が減少することになりますので、このようなところでは、賞与を支払う時に年末調整を行うことが望ましいのではないかと思います。

年末調整は、上述のように本年最後の給与の支払をする時において行いますが、この「本年最後の給与の支払をする時」とは、給与の支払者を基準としてみるのではなく、給与の支払を受ける人の一人一人を基準としてみることで、次のような人については、一般の在籍者に対する年末調整とは別に、それぞれ次の時に年末調整を行うことになります（基通190-1）。

特別な時に年末調整を要する人	年末調整を行う時
① 本年中途で死亡により退職した人	死亡の時
② 本年中途で出国して非居住者となった人 例えば、本年中途で海外支店に勤務するため出国した人のように、本年中途で非居住者（日本国内に住所も1年以上の居所もない人）となった人が、これに該当します。	出国の時
③ 本年中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみても本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けることがない人	退職の時
④ 12月中に支払日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
⑤ 11月以前に本年最後の給与の支払を受ける人（本年中途で退職した人で年末調整の対象とならない人は、除かれます。）	本年最後の給与を支払う時
⑥ 年の中途で退職したパートタイマーなどのうち、その年中の給与の総額が103万円以下で、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	退職の時

.....

3 年末調整の対象となる人とならない人

.....

(1) 年末調整の対象となる人

年末調整は、「扶養控除等申告書」を提出している人で、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額（本年の途中で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与を含めた総額）が2,000万円以下である人について行います（法190）。

（注）このように年末調整の対象となる人を「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出者に限定しているのは、この申告書は主たる給与の支払者に限って提出することができるとされ、この申告書の提出がない人は他に主たる給与の支払を受けていると考えられること、また、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人の場合にはそのほとんどの人が、給与のほかにも他の所得があるか、又は他の支払者から給与の支払を受けていることによって毎年税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、それによって源泉徴収された税額の精算を行っているのが通例ですので、このような人についてまでも確定申告に代わる役割をもつ年末調整を行うことは、いたずらに二重の手数をかけるだけで、実益がないと判断されるからです。

なお、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人は、たとえ給与のほかにも他の所得が全くない場合であっても、確定申告書を提出しなければならないことになっていますから注意してください（法120、

121).

上述のように年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行いますが、この場合、この申告書がいつ提出されたかは問いません。したがって、年末調整の対象となる人とは、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人のうち、次のような人をいうことになります（法190、基通190-1）。

年末調整の対象となる人		説 明
十 二 月 中 に 年 末 調 整 を 要 す る 人	① 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、年初から「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 12月 「申告書」提出
	② 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、本年中途中で「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 9月 12月 「申告書」の提出なし 「申告書」提出
	③ 本年中途中で就職し年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 1 学校卒業と同時に就職した人	1月 4月 12月 「申告書」提出 「申告書」提出 「申告書」提出
	2 本年中途中で就職した人 イ 前職のない人	1月 5月 12月 「申告書」提出 「申告書」提出
	ロ 前職のある人	1月 5月 7月 12月 「申告書」提出 「申告書」提出 「申告書」提出
	④ 日額表の丙欄で所得税を源泉徴収していた人（いわゆる丙欄適用者であった人）で、雇用期間の延長により本年中途中で丙欄適用者でないことになり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、日雇の労働者やアルバイトなどとして勤務していた人のうち、雇用期間の延長又は再雇用により継続して2か月を超えて勤務することになったため、本年中途中で丙欄適用者でないことになった人で、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	3月 4月 12月 申告書提出不要 「申告書」提出 「申告書」提出
	⑤ 本年中途中で居住者となり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、本年中途中で外国支店から本店勤務となって帰国した人のように、本年中途中で居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上の居所を有する人）となった人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	1月 7月 12月 非居住者 居住者 「申告書」提出 「申告書」提出

年末調整の対象となる人		説明
特別な時に年末調整を要する人	⑥ 本年途中で死亡により退職した人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出 9月 死亡退職
	⑦ 本年途中で出国して非居住者となった人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出 居住者 5月 非居住者 12月 出国
	⑧ 本年途中で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けることがない人で、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出 10月 障害退職
	⑨ 12月中に支給日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人のうち、「扶養控除等申告書」を提出していた人	1月 (申告書)提出 12月1日 25日 支給日 退職
	⑩ 本年途中で退職したパートタイマーなどのうち、その年中の給与の総額が103万円以下で「扶養控除等申告書」を提出し、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	1月 (申告書)提出 給与の総額103万円以下 11月 退職
(注) 上記の①から⑩までに掲げる人の年末調整の対象となる給与の範囲については、第2の3の「本年分の給与の金額と徴収税額の集計」の項(155ページ)で説明していますから、それを参照してください。		

(2) 年末調整の対象とならない人

年末調整は、「扶養控除等申告書」を提出していない人や「扶養控除等申告書」を提出していても本年中の給与の総額が2,000万円を超える人などについては行ってはなりません。

(1)で説明したように、年末調整の対象となる人は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人に限られていますので、年末調整の対象とならない人とは、簡単にいえば、そのような人に該当しない人といえますが、もっと具体的にいえば、年末調整の対象とならない人の範囲は、次のようになります。したがって、次のような人に支払う給与については、年末調整を行ってはならないこととなりますから、本年最後に支払う給与についても、月々(日々)の所定の源泉徴収の方法で所得税を源泉徴収することになります。

年末調整の対象とならない人	説 明
① 本年最後の給与の支払をする時までに「扶養控除等申告書」を提出していない人 ※ 次に掲げる人が、これに該当します。 イ 2か所以上の支払者から給与の支払を受けているため、「扶養控除等申告書」を他の給与の支払者に提出している人（乙欄適用者） ロ 継続して同一の給与の支払者に雇われ、しかも、1か所の支払者だけから給与の支払を受けているにもかかわらず、「扶養控除等申告書」の提出を忘れている人（乙欄適用者）	この人については、「扶養控除等申告書」を提出していない理由のいかんを問わず、年末調整を行ってはならないことになっています。 しかし、これに該当する人のうち、左欄のロの「扶養控除等申告書」の提出を忘れている人については、前にも説明したように、年末調整は本年最後の給与の支払をする時において「扶養控除等申告書」を提出している人について行うことになっており、この申告書がいつ提出されたかどうかは問わないことになっていますし、また、この人は本来この申告書を提出できるにもかかわらずその提出を忘れているだけですから、本年最後の給与の支払をする時に間に合うようにこの申告書を提出すれば、それによって年末調整を行うことができます。 なお、「扶養控除等申告書」は、その名称から控除対象扶養親族などの控除を受けようとする人だけが提出するものであると考えられがちですが、独身者などで控除する控除対象扶養親族などがない人でも提出しなければならないものですから、注意してください。
② 本年最後の給与の支払をする時までに「扶養控除等申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額（本年途中で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与をも含めた総額）が2,000万円を超える人	この人については、たとえ給与のほかに他の所得が全くない場合でも、その人が自分で自分の住所地を管轄する税務署に対し所得税の確定申告書を提出しなければならないことになっており、年末調整を行ってはならないことになっています。 なお、この人の給与について源泉徴収した税額は、すべて確定申告を通じて精算されることになります。
③ 丙欄適用者 ※ 現に日額表の丙欄を適用して所得税を源泉徴収している日雇の労働者やアルバイトなどが、これに該当します。	この人については、もともと「扶養控除等申告書」を提出する必要がないことになっていますので、年末調整を行ってはならないことになっています。なお、その賃金に対する源泉徴収税額は、その人の実際の就労日数や扶養親族などの有無に関係なく、あらかじめ1か月の就労日数を22日とし、また、その扶養親族などは控除対象配偶者のほかに控除対象扶養親族が2人いるものとして定められています。丙欄適用者は、特別の取扱いが認められる場合のほかは、もともと同一の給与の支払者から継続して2か月を超えない期間内に支払を受ける給与について丙欄適用者となることができるのであって、雇用期間の延長又は再雇用により、継続して2か月を超えて雇用されることになった場合には、その2か月を超えて支払を受ける給与については、丙欄適用者となることはできないことになっていますから、これに該当する人が、その2か月を超えて支払を受ける給与について「扶養控除等申告書」を提出しているときは、前に説明したように、年末調整を行うことになります。
④ 被災給与所得者 ※ 災害によって被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年中の給与に対する源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けている人が、これに該当します。	この人については、たとえ「扶養控除等申告書」の提出がある場合であっても、その人が自分で自分の住所地を管轄する税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、徴収猶予や還付を受けた税額の精算をしなければならないことになっていますので、年末調整を行ってはならないことになっています。 なお、災害を受けたことによって源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けている人は、既に給与の支払者を通じて災害を受け

年末調整の対象とならない人	説 明
⑤ 中途退職者 ※ 本年中途で退職した人が、これに該当します。ただし、次に掲げる人は除かれます。 イ 本年中途で死亡により退職した人 ロ 本年中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けることがない人 ハ 12月中旬に支給日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ニ 本年中途で退職したパートタイマーなどのうちその年中の給与の総額が103万円以下で、かつ、退職後他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	た人の所轄の税務署にその旨の申請書を提出していますので、給与の支払者は誰がこれに該当する人かを容易に判別することができるはずです。 この人については、その人が退職後再び就職するかどうかが見えませんが、また、その人が再就職し再就職先に「扶養控除等申告書」を提出した場合には、再就職先において前の給与の支払者から支払を受けた給与を通算したところで年末調整を行うことになっていますので、退職時までの勤務先であった給与の支払者は、その退職した人について年末調整を行ってはいないことになっています。 もちろん、退職後再就職しなかった人は、自分で自分の住所地を所轄する税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、退職の時までの給与について源泉徴収された税額を精算することができます。 なお、死亡により退職した人など左欄のイからニまでの人が除かれているのは、これらの人が再就職するということはまず考えられませんので、これらの人のうち「扶養控除等申告書」を提出していた人については、前に説明したように（55ページ）、その死亡の時又は退職の時に年末調整を行うことになっているからです。
⑥ 非居住者 ※ 現に海外の支店に勤務している人などが、これに該当します。	非居住者に支払う給与で、日本国内の勤務に対応するものについては、原則として支払の際に20%の税率で所得税を源泉徴収することによって完結し、その精算は行わないことになっていますし、日本国外の勤務に対応するものについては、非課税となっていますので、非居住者については、年末調整を行ってはいないことになっています。 (注) 平成25年から令和19年までの間は復興特別所得税を併せて徴収しますので税率は20.42%となります。 なお、非居住者が本年の途中で居住者となった場合にも、非居住者であった期間中に支払の確定した給与（158ページの「日本本店勤務又は外国支店勤務となって入出国した人の給与など」参照）については、同様の理由で年末調整の対象とはなりません。

4 年末調整に必要な税額表、用紙類の準備

年末調整を行うに当たっては、まず、この事務に必要な税額表、用紙類を準備しなければなりません。

年末調整を行うに当たっては、まず、この事務を実施する上で必要な次のような税額表、用紙類を準備しなければなりません。

年末調整に必要な税額表、用紙類		準備に当たっての留意事項
略 称	正 式 な 名 称	
① 所得税額の速算表	令和6年分の年末調整のための所得税額の速算表	「所得税額の速算表」、「給与所得金額の算出表」、「早見表」及び「保険料控除申告書」等の申告書の用紙も年末調整を行う時までに準備しなければなりません。 「保険料控除申告書」、「配偶者控除等申告書」、「基礎控除申告書」、「所得金額調整控除申告書」及び「定額減税申告書」の用紙は控除の申告をしようとする人にあらかじめ配布し、年末調整を行う時までに回収しておかなければならないものですから、そのつもりで早めに準備することが必要です。 なお、給与の支払をする者が、給与の支払を受ける人から「保険料控除申告書」又は「配偶者控除等申告書」等の申告書に記載すべき項目について、電磁的提供を受けるための一定の要件を満たしている場合には、書面に代えて、電磁的な方法により申告書に記載すべき事項を提供することができます。 また、「住宅借入金等特別控除申告書」は、控除を受ける最初の年分について確定申告により住宅借入金等特別控除を受けた人が、その後の年分について年末調整の際に住宅借入金等特別控除を受ける場合に使用するものです。この申告書はその人の住所地の所轄税務署長から送付される「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」に印刷されていますので、これを使って申告することになっています(令和2年10月1日以後、電磁的な方法により提供することができます。)
② 給与所得金額の算出表	令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(法別表第五)	
③ 早 見 表	令和6年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	
④ 保険料控除申告書	令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書	
⑤ 基礎控除申告書	令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書	
⑥ 配偶者控除等申告書	令和6年分 給与所得者の配偶者控除等申告書	
⑦ 所得金額調整控除申告書	令和6年分 所得金額調整控除申告書	
⑧ 住宅借入金等特別控除申告書	令和6年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	
⑨ 定額減税申告書	令和6年分年末調整に係る定額減税のための申告書	
(注) ⑤⑥⑦⑨の申告書は、1枚に印刷されています。		
⑩ 残存過納額明細書	源泉所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書	「残存過納額明細書」、「委任状」及び「徴収繰延申請書」の用紙は、年末調整による過納額を給与の支払者が還付しきれない場合や年末調整による不足額を本年最後に支払う給与から一度に徴収すると給与の手取額が著しく少なくなる特別な場合にだけ必要なものですから、いずれも年末調整を行い、各人について精算すべき過不足額が明らかとなったところで、必要となったときに税務署から必要枚数の交付を受けてください。「源泉徴収簿」の用紙は、既に年初から使用さ
⑪ 委 任 状	過納額の請求及び受領に関する委任状(連記式)	
⑫ 徴収繰延申請書	年末調整による不足額徴収繰延承認申請書	
⑬ 源泉徴収簿 (別名「一人別徴収簿」)	令和6年分 給与所得 退職所得 に対する 所得税源泉徴収簿	

年末調整に必要な税額表, 用紙類		準備に当たっての留意事項
略 称	正 式 な 名 称	
		れていることと思われますが、これを備え付けていない場合には、年末調整を行うことができなくなったり、計算誤りの原因となりますから、この際、早急に準備し、それに所要事項を記入しておいてください。 なお、既に「源泉徴収簿」に代わる帳簿類を備え、それに所要事項の記入を行っている場合には、税務署で提供している様式と異なるものであっても、あらためて「源泉徴収簿」を備え付ける必要はありません。
⑭ 扶養控除等申告書	令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	「扶養控除等申告書」は、年初に各人から提出されているものでありますが、この申告書を提出することができる人でまだ提出していない人には提出を求めたり、また、この申告書を提出している人でその後扶養親族などに異動があった人に対しては、年末調整を行う時まで異動事項の申告を行う必要がありますから、申告もれのないよう注意することが必要です。 なお、「扶養控除等申告書」も「保険料控除申告書」などと同様に、給与の支払を受ける人は、電磁的方法により記載事項の提供ができます。
⑮ 徴収高計算書 (納付書)	給与所得・退職所得等の所得 税徴収高計算書（納付書） ※ 「徴収高計算書」の用紙は、一般用と納期特例分の2種類があります。	「徴収高計算書」の用紙は、年末調整による過不足額を精算した後、12月分（納期の特例適用者については7月分から12月分まで）の源泉徴収税額を令和7年1月10日（納期の特例適用者については令和7年1月20日）までに納付する際に必要となるもので、既に交付を受けていることと思われますが、手元がない場合には、税務署から交付を受けて準備しておくことが必要です。 この「徴収高計算書」は、過納額を還付したことなどによって実際に納付する税額がない場合でもその事績を記載して税務署に提出しなければならないこととなっています。 なお、源泉徴収した所得税は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して納税することができます。
⑯ 源泉徴収票	イ 令和6年分 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書） ロ 令和6年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ハ 令和6年分 公的年金等の源泉徴収票（支払報告書）	「源泉徴収票」、「支払調書」及び「合計表」の用紙は、令和7年1月31日までに税務署や市町村に提出し、又は給与の支払を受ける人の各人に交付する用紙ですので、年末調整の事務には直接必要ではありませんが、これらもあらかじめ準備しておくことが望まれます。 なお、給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票については、一定の要件のもと、書面に代えて、その記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。
⑰ 支払調書	イ 令和6年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ロ 令和6年分 不動産の使用料等の支払調書 ハ その他の支払調書	

年末調整に必要な税額表、用紙類		準備に当たっての留意事項
略 称	正 式 な 名 称	
⑮ 合 計 表	イ 令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 ロ (その他の合計表) ハ 給与支払報告書(総括表)	
(注) 1 これらの用紙類のもつ機能や記載の仕方などについては、必要のつどその関係のところで説明することになります。 2 これらの用紙類は、いずれも所轄の税務署で、又は年末調整の説明会の会場で入手することができます。また、④～⑦、⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱については全国の著名文具店においても販売されています。 なお、④～⑦、⑨～⑭、⑯及び⑰については、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/) でダウンロードすることができます。		

5 年末調整手続の電子化

国税庁は、令和2年10月以後、年末調整手続の電子化を導入しました。

年末調整手続が電子化された場合は、次のような手順となります。

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領します。
 - ② 従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年調ソフトに、住所・氏名等の基礎項目を入力して、①で受領した電子データをインポート（自動入力、控除額の自動計算）して年末調整申告書の電子データを作成します。
- (注) 年調ソフト以外の給与システム等を利用することも可能です。
- ③ 従業員が、②の年末調整申告書データ及び①の控除証明書等データを勤務先に提供します。
 - ④ 勤務先が、③で提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算します。

年末調整関係書類の電子データによる提供の対象となる書類は以下のとおりです。

〔年末調整申告書関係〕

- イ 扶養控除等申告書
- ロ 配偶者控除等申告書
- ハ 保険料控除申告書
- ニ 住宅借入金等特別控除申告書
- ホ 基礎控除申告書
- ヘ 所得金額調整控除申告書
- ト 定額減税申告書